

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年1月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年1月23日（火） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤	主 任	田中 翔汰

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 （利用権の設定）について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 （所有権の移転）について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年1月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、10番狐塚正直委員、11番田中健一委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と田中翔汰氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

石川次長補佐

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が5件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、贈与により取得する申請です。

譲受人は、星野町において米や梅を栽培しています。申請地では梅の栽培をする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心に米の作付けを行っております。申請地では、引き続き米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。譲受人は西方町金崎、元を中心に米の作付けをしています。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は西方町本城を中心に米の作付けを行っております。申請地においても米を作付けする予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、以前から耕作している農地を、売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町元を中心に米、イチゴの栽培をしております。申請地では米を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(川嶋委員)

今回の北部調査委員長の15番川嶋です。

今回は私と16番川田委員、17番荒川委員の3名と事務局2名で、22日月曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が5件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現

地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任

議案書の4ページをご覧ください。

今回は、8件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅の転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、市外の借家に家族4名で居住しておりますが、今後の転勤や子供の将来を考え、住宅の建築を計画しました。幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、建築地として選定しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落に接続するため、許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅の転用です。地図は2ページです。

事業計画者は、市外に居住しておりますが、次年度からの転勤が決まり、今後婚姻も予定しているため、住宅の建築を計画しました。隣接地には祖母や兄弟の居宅があり、将来の介護を考え、申請地が最適であると判断しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地であり、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は井戸、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、砂利採取、表土置場及び搬入搬出路のための一時転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、砂利採取業を営む法人です。申請地周辺には天然砂利が豊富にあり、事業に適した土地であることから、砂利採取事業を行います。申請地内を3区画に分けて事業を行い、一部の申請地については、採取した砂利等を運搬するトラックや重機の進入路として利用する計画です。

農地の区分は、農用地区域内の農地ではありますが、一時転用であるため、不許可の例外規定に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅の転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦2名で居住しておりますが、将来的に落ち着いて生活できる環境を整えようと考え、住宅の建築を計画しました。祖父から土地を提供しても良いとの話があり、複数の土地を検討しましたが、今回の申請地が最適であると判断しました。

農地の区分は、土地改良施行地域の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

5番については、一般住宅の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外の貸家に家族3人で居住しておりますが、子供の将来を考え住宅の建築を計画しました。申請地は妻の実家に近く、将来両親の面倒を看る、また子供を看てもらえることができるため、建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地でありま

すが、集落に接続するため、許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番及び7番については、太陽光発電設備への転用です。地図は6ページです。

事業計画者が同一であるため、一括でご説明いたします。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。太陽光発電設備に取り組むにあたり、事業計画地を探していたところ、日射量の豊富な場所で発電効率も良い、申請地を選定いたしました。

6番7番共に農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内の第2種農地であり、いずれも土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなし。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境にやさしく、災害時にも役立つと考え、地域社会の貢献のため申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、静和小学校及び静和医院から500m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上8件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、3番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長 (川嶋委員)	<p>今回北部は、一般住宅が3件、砂利採取、表土置場及び搬入搬出路が1件、合計4件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (山崎委員)	<p>今回の南部調査委員長の12番山崎です。</p> <p>今回は私と5番長委員、14番泉田委員の3名と事務局2名で19日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。</p> <p>今回南部は、一般住宅の申請が1件、太陽光発電設備が3件、合計4件の申請がありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番、2番について、1番若色より報告いたします。</p> <p>事務局および調査委員長の説明のとおり、特に問題ないと思われ ます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号3番、4番について、19番大塚委員お願いします。</p>
大塚委員	<p>19番大塚です。</p> <p>3番については、砂利採取の一時転用です。4番については、一般住宅への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおりです。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号5番について、21番生澤委員お願いします。</p>
生澤委員	<p>21番生澤です。</p> <p>5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われ ます。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>

議 長	番号6番、7番について、3番五十畑職務代理者お願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 6番、7番の案件は、太陽光発電設備への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないかと思われます。よろしくご審議お願いします。
議 長	番号8番について、20番佐山委員お願いします。
佐山委員	20番佐山です。 8番については、太陽光発電設備への転用です。何の問題もないと思われるので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、3番の案件については、30アールを超えますので、「県農業会議常設審議委員会」に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議 長	次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書6ページをご覧ください。 今月は申請が3件ありました。願出人、土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は8ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和45年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、地図は9ページです。
申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から駐車場及び
資材置場として利用されてきたことが確認できております。スクリ
ーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、地図は10ページです。
申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年以前から宅地として
利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上3件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思
われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結
果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(川嶋委員)

今回北部は、1件の申請がありました。
20年以上宅地として利用されてきたことを理由としておりま
す。書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな
いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま
す。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願
いします。

議 長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(山崎委員)

今回南部は、2件の申請がありました。
1件は20年以上、雑種地、宅地として利用されてきたことを理由
としております。書類審査及び現地調査を行いました。農地への復
元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当で
あると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願
いします。

議 長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。

	番号1番について、11番田中委員お願いします。
田中委員	11番田中です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願いします。
議長	番号2番について、21番生澤委員お願いします。
生澤委員	21番生澤です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりであり、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いします。
議長	番号3番について、17番荒川委員お願いします。
荒川委員	17番荒川です。 事務局および調査委員長の説明のとおりです。平成10年以前から宅地として利用し、問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設定併せて171件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。
議長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)

- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(所有権の移転)について」を議題とします。県農業振興公社の関する3件7筆、約163aであります。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年1月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (狐 塚)

署名委員 _____ (田 中)